



～ 平田ロータリークラブ 週報 ～ No.1937 (平成26年 6月 5日)



2013-2014 年度

国際ロータリー会長 / ロンド・バートン
2690地区ガバナー / 森本 信一

■平田ロータリークラブ 事務局

〒691-0001 島根県出雲市平田町 2280-1 平田商工会議所 2F
TEL: 0853-63-3232 / FAX: 63-5365 / IP: 050-5204-5816
URL: <http://hirata-rotary.jp/> Mail: office@hirata-rotary.jp

9:00 ~ 17:00 (土・日曜・祝祭日 休局)

会長 / 飯塚 大幸 副会長 / 内田 節夫
幹事 / 佐々木 哲也 会計 / 石原 輝男

■例会プログラム

例会日	卓話者	演題
6月 5日	税理士 渡部 弘 敬 様	27年以降の相続について
6月 12日	会 員 石原 俊太郎	新入会員スピーチ
6月 19日	会 長 飯塚大幸	1年を振り返って 18:30~

■出席報告

会員数	出席者数	欠席者数	出席率	前回補正出席率
43	32	11 (3)	80.00 %	92.50 %

■欠席者

河原 / 堀江 / 來間 / 三好 / 田中浩 / 園山 / 曾田 / 杉原 (山根 / 牧野 / 木村)

■来訪者

なし

■メークアップ

6/4 大島卓(大社)

■次回例会受付当番

(6月 19日) 小松博幸 / 園山 繁 / 曾田敏康

(7月 3日) 園 裕 / 杉原朋之 / 高砂明弘

■近隣クラブ例会情報 (メークアップを考えましょう)

月	出雲中央	6/23	6/30(休)	松江南
火	出雲	6/24		松江しんじ湖 6/17 6/24(休)
水	大社	6/18		松江 6/18 6/25(休)
木				松江東 6/19 6/26
金	出雲南	6/27	7/11	

■会長挨拶

「少子高齢社会」

6月に入りました。6月というのはロータリアンにとって特別な月です。「いよいよ6月」「ようやく6月」「ついに6月」それぞれあるかと思いますが、私自身はこの6月を怠りなく過ごさねばと、兜の緒を締める想いでおります。

最近のニュースに「出生率が上がっているのに人口減少に歯止めがかからない」というものがあります。超高齢者社会と言われて久しく少子化も大きな社会問題ですが、私自身、高齢者介護に関わる者のひとりとして常々気にしております。

今朝、お寺のお勤めで、福山からひとりで参拝の85才のご婦人がありました。曰く「高齢者住宅にひとりで住んでおり、身体が動く間は好きなところへ自分で出かけることが生きがいである。だから電車とタクシーでお薬師さんにお参りに来た。同じ住宅に暮らす半分の高齢者はすでに認知症かまもなくで、ひとりで暮らせなくなるとお医者さまの経営する別の施設へ移ることになっている。多くの高齢者に訪れて来る家族や親族はなく、あっても極めて稀で頻度も少ない。自分も若い頃は親を大切にできちんと見送ったものだが、今や親はいらない時代になったのだと思う。福山には次々と高齢者住宅が建ち一杯だ。きっとこちらもそうなるだろう。自分には子どもがないし夫もすでに世界しているので今は天涯孤独。また来年もお参りに来ることを目標に一日一日を大切にしたい。」

極めて個人的な内容なので、話すことを躊躇しました。深く考えさせられました。急速に少子高齢化は進んでおります。日本社会の最大の問題であるとも言えます。複雑に複合的な問題が絡み合っております。ロータリ

一の奉仕の精神と活動が、間接的であってもこのような直近の社会問題に些かなりとも何か貢献ができるのであれば本望ではないかと感じました。

■幹事報告

1. 松本祐二GEより ロータリー財団関係資料の送付
個人用ロータリーカード・ビジネス用ロータリーカード・ポール・ハリスソサエティのパンフレット兼申込み用紙
入会ご希望の方は事務局まで
2. 次年度会員名簿作成にあたり、今年度の名簿に変更のある方は事務局までお申し出下さい。

■委員会報告

出席親睦委員会 : 6月会員誕生・伴侶誕生・結婚記念のお祝い

■スマイル

飯塚大 (渡部様本日はご講話宜しくお願い致します。いよいよ6月に入ったことを感謝して。)

佐々木 (渡部税理士事務所渡部様、本日のスピーチよろしくお願ひします。)

黒田 (渡部先生よろしく。特に自社株の評価について...。)

加藤昇 (先週の例会時、園基の先生方に会いたい孫娘が乱入...ご無礼しました。)

釜屋 (中学生名人に曾田幹広(向陽中2年)が、準名人に今岡大智(浜山中2年)がなり、東京に行きます。)



■スピーチ・例会行事

「27年以降の相続について」

税理士 渡部弘敬様

平成27年からの相続税法改正により基礎控除が引き下げられ
現行 5000万円+1000万円
×法定相続人数
改正後 3000万円+600万円
×法定相続人数

となり、思わぬところで税金がかかってきます。これからは対策一つでかなりの税金が違ってきます。5年位のスパンで考えてみるのが大事で、特に農地を持っている人は一度評価を！10人それぞれ人によって相続は違いますが、例えば西平田町の評価は固定資産評価としては少額でも、相続の評価となると莫大となります。

また、自社株が多い場合で、含み資産としての土地の評価、借地権については今年中にも資産評価をざっくりでも出しておくのが良いでしょう。相続対策として、生命保険の活用、小規模共済の加入、名義預金については印鑑をかえて、本人に通帳を渡しておくことが大事。いずれにしても家族で話し合い、子に話をしておき、家族で対策をたて仲良く生活していくことが今後に向かって良いことだと思います。

